

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

組織及び機構の変更等に伴う関係規則の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) 岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う。
- (2) 岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (3) 岩見沢市事案決裁規則の一部改正
 - ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う。
- (4) 公益的法人等への岩見沢市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正
 - ・派遣することのできる公益的法人の追加に伴う改正を行う。
- (5) 岩見沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正
 - ・会計年度任用職員の有給休暇の追加に伴う改正を行う。
- (6) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (7) 岩見沢市職員給料の調整額支給規則の一部改正
 - ・給料表の改正に伴う調整基本額の改正を行う。
- (8) 職務の級に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (9) 岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (10) 岩見沢市職員扶養手当支給規則の一部改正
 - ・扶養親族の認定に係る要件の追加に伴う改正を行う。
- (11) 住居手当の支給に関する規則の一部改正
 - ・様式の変更に伴う改正を行う。
- (12) 特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正
 - ・特別勤務の確認に関する改正を行う。
- (13) 岩見沢市職員通勤手当支給規則の一部改正
 - ・通勤手当に駐車場等の料金を追加することに伴う改正を行う。
- (14) 岩見沢市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正
 - ・分娩業務に係る特殊勤務手当の支給額の改正を行う。

(15) 寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正

- ・配偶者の扶養手当の不支給に伴う世帯区分の確認を行うための様式の追加に係る改正を行う。

(16) 岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正

- ・事務分掌の変更に伴う改正を行う。

(17) 岩見沢市長の権限に属する事務の委任規則の一部改正

- ・教育委員会における所管施設の変更に伴う改正を行う。

(18) 岩見沢市病院事業事案決裁規則の一部改正

- ・岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院との統合に伴う改正を行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

ただし、第7条については令和7年4月1日より適用

岩見沢市規則第 28 号

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則

(岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正)

第 1 条 岩見沢市事務分掌条例施行規則(昭和 53 年規則第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 4 号中「農務課」を「農業振興課」に改め、同項第 5 号中「商工労政課」を「商工振興課」に改める。

別表第 1 中

「

情報政策課	情報化推進係、地域イノベーション推進係
情報システム課	情報システム係、デジタル自治体推進係

」

を

「

情報政策課	情報化推進係
情報システム課	情報システム係

」

に、

「

農務課

」

を

「

農業振興課

」

に、

「

商工労政課

」

を

「

商工振興課

」

に、

「

観光物産振興課	観光振興係
企業立地推進室	

」

を

「

観光物産振興課	観光振興係
---------	-------

」

に改める。

別表第2 総務部契約検査管理課契約係の項中第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 業務の入札及び契約（工事に関連する業務委託を除く。）に関すること。
- (3) 入札参加資格審査及び指名委員会に関すること。
- (4) 入札契約制度の調査改善に関すること。
- (5) 物品の入札・契約及び入札参加資格審査に関すること。

別表第2 企画財政部の項中

「

情報政 策課	情報化 推進係	(1) 情報通信技術に係る調査検討及び総合調整に関する こと。 (2) 情報通信基盤の整備及び運用管理に関すること。 (3) 利活用機能の社会実装及び運用管理に関するこ と。 (4) 情報通信関連産業の創出に関すること。
	地域イ ノベー ション 推進係	(1) 情報通信技術及び未来技術活用による社会変革 に関すること。 (2) 地域の持続性確保に係る産学官連携・共創推進に 関すること。
情報シ ステム 課	情報シ ステム 係	(1) 行政情報システム及びネットワークに係る総合 調整及び運用管理に関すること。 (2) 行政情報システムに係るデータの保護及び管理 に関すること。 (3) 情報セキュリティ対策に関すること。
	デジタ ル自治 体推進 係	(1) 行政サービスのデジタル技術活用に係る調査検 討及び総合調整に関すること。 (2) 業務プロセス及びシステムに係る標準化・共通化 に関すること。 (3) オープンデータ化推進に関すること。

」

を

「

情報政 策課	情報化 推進係	(1) 情報通信技術に係る調査検討及び総合調整に関 すること。 (2) 地域社会 DX の推進に関すること。 (3) 情報通信基盤の整備、利活用及び運用管理に関す
-----------	------------	--

		<p>ること。</p> <p>(4) 情報通信関連施設の管理運営及び利活用の促進に関すること。</p> <p>(5) デジタル技術による地域イノベーションの推進及び産学官連携・共創推進に関すること。</p>
情報システム課	情報システム係	<p>(1) 行政情報システム及びネットワークに係る総合調整及び運用管理に関すること。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策に関すること。</p> <p>(3) 自治体DX推進に関すること。</p> <p>(4) 業務プロセス及びシステムに係る標準化・共通化に関すること。</p>

に改める。

別表第2 健康福祉部の項中

地域包括支援センター	事業係	<p>(1) 介護予防給付における介護予防支援に関すること。</p> <p>(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントに関すること。</p> <p>(3) 介護予防に関すること。</p> <p>(4) 高齢者の総合相談、権利擁護及び虐待の防止に関すること。</p> <p>(5) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。</p> <p>(6) 認知症対策に関すること。</p> <p>(7) 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。</p>
------------	-----	--

を

地域 包括 支援 センター	事業 係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防支援に関すること。 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 (3) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）に関すること。 (4) 包括的支援事業（社保充実分）に関すること。 (5) 任意事業（認知症サポーター養成事業）に関すること。
------------------------	---------	--

」

に改める。

別表第2 市民環境部市民連携室市民連携係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

別表第2 市民環境部の項中

「

環境保 全課	環境保 全係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境施策の計画及び推進に関すること。 (2) 環境汚染に係る監視、規制、測定及び指導に関すること。 (3) 公害対策審議会に関すること。 (4) 環境保全団体との連携に関すること。 (5) 新エネルギー、省エネルギーの推進に関すること。 (6) 畜犬の登録、野犬の掃とう及び狂犬病予防に関すること。 (7) ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。 (8) 感染症対策に関すること。 (9) 墓地の管理運営及び墓地等の経営許可等に関すること。 (10) 散骨の適正化等に関すること。 (11) 火葬場の管理運営に関すること。 (12) 飲用井戸の指導に関すること。
-----------	-----------	---

」

を

「

環境保 全課	環境保 全係	(1) 環境施策の計画及び推進に関すること。 (2) 環境汚染に係る監視、規制、測定及び指導に関すること。 (3) 公害対策審議会に関すること。 (4) 環境保全団体との連携に関すること。 (5) 新エネルギー、省エネルギーの推進に関すること。 (6) 畜犬の登録、野犬の掃とう及び狂犬病予防に関すること。 (7) 感染症対策に関すること。 (8) 動物の適正飼育に関すること。 (9) あき地の適正管理に関すること。 (10) 空き家等に関すること。 (11) 衛生協議会に関すること。 (12) 墓地の管理運営及び墓地等の経営許可等に関すること。 (13) 散骨の適正化等に関すること。 (14) 火葬場の管理運営に関すること。 (15) 飲用井戸の指導に関すること。
-----------	-----------	--

」

に改める。

別表第2 農政部農務課の項を次のように改める。

農業振 興課	農業振 興係	(1) 農産物の生産振興に関すること。 (2) 農産物の生産技術の向上及び流通促進に関すること。 (3) 農業災害に関すること。 (4) 農産物の消費拡大に関すること。 (5) 農業振興地域整備計画に関すること。 (6) 農村環境の保全に関すること
-----------	-----------	---

		(7) 農業近代化施設の整備に関する事。
農業経営係		(1) 農業の担い手育成確保に関する事。 (2) 農業経営基盤の強化促進に関する事。 (3) 農業制度資金に関する事。 (4) 農地所有適格法人の育成支援に関する事。 (5) 農業団体に関する事。 (6) 農業振興センターに関する事。 (7) 農業に関する統計及び情報収集に関する事。 (8) 都市と農村の交流に関する事。
林業畜産係		(1) 林業及び畜産の振興に関する事。 (2) 家畜家禽の育成指導及び保健衛生に関する事。 (3) 競馬場等の管理に関する事。 (4) 森林施業の調整、推進等に関する事。 (5) 森林の整備、活用等に関する事。 (6) 鳥獣対策に関する事。

別表第2 経済部商工労政課の項を次のように改める。

商工振興課	商工労政係	(1) 雇用促進等に関する事。 (2) 商工業振興及び経営近代化等に関する事。 (3) 岩見沢市鉄北地域振興センターの管理に関する事。 (4) 勤労者福祉事業に関する事。 (5) 職業能力向上等に関する事。 (6) 中小企業等の経営指導、相談及び金融に関する事。 (7) 起業家の育成に関する事。 (8) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号）の法定委譲関係に関する事。
-------	-------	---

		(9) 公設道央地方卸売市場に関すること。 (10) 企業立地の推進及び助成に関すること。 (11) 企業立地条件の調整に関すること。 (12) 工業団地に関すること。 (13) 工場立地の適正化に関すること。 (14) 工場等設置奨励審査委員会に関すること。
	中心市街地活性化推進係	(1) 中心市街地の活性化対策に関すること。 (2) 駅周辺施設の有効活用に関すること。 (3) 商業業務集積地区活性化に関すること。

別表第2 経済部企業立地推進室の項を削る。

別表第2 建設部都市計画課都市計画係の項第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

別表第2 建設部建築課建築指導係の項を次のように改める。

建築指導係	(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく確認、検査、許可等に関すること。 (2) 違反建築物の調査及び指導に関すること。 (3) 建築物の技術相談及び指導に関すること。 (4) 建築統計に関すること。 (5) 木造住宅耐震改修助成に関すること。 (6) 北方型住宅建設費補助に関すること。 (7) ブロック塀等耐震改修助成に関すること。
-------	---

(岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正)

第2条 岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則(平成19年規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

商工労政課	商工労政課長
-------	--------

」

を

「

商工振興課	商工振興課長
-------	--------

」

に改める。

別表第2中

「

農務課	農務課長
-----	------

」

を

「

農業振興課	農業振興課長
-------	--------

」

に、

「

商工労政課	商工労政課長
-------	--------

」

を

「

商工振興課	商工振興課長
-------	--------

」

に改める。

別表第2 経済部企業立地推進室の項を削る。

(岩見沢市事案決裁規則の一部改正)

第3条 岩見沢市事案決裁規則(平成12年規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2 個別決裁事案5 農政部の項中「農務課」を「農業振興課」に改める。

別表第2 個別決裁事案6 経済部の項中「商工労政課」を「商工振興課」に改める。

(公益的法人等への岩見沢市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 公益的法人等への岩見沢市職員の派遣等に関する条例施行規則(令和6年規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のとおり改める。

別表第1(第2条関係)

一般社団法人岩見沢市観光協会
一般財団法人岩見沢振興公社
社会福祉法人岩見沢市社会福祉協議会
特定非営利活動法人岩見沢市スポーツ協会
一般社団法人岩見沢市医師会

(岩見沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第5条 岩見沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2第10項中「6週間以内」を「6週間」に改める。

別表第2中

「

15	特別の理由がある場合	必要と認められる期間
----	------------	------------

」

を

「

15	生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回(各30分以内)
16	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者等の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等(負	一の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の間にある子が2人以上の

	傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	場合にあっては、10日)
17	配偶者等、父母、子及び配偶者等の父母等の介護等を行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
18	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認め	必要と認められる期間

	られる場合	
19	特別の理由がある場合	必要と認められる期間

」

に改める。

別表第2備考第2項中「及び第13項」を「、第13項、第16項及び第17項」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第9条関係）

1	配偶者等、父母、子及び配偶者等の父母等の介護等を行う会計年度任用職員が、会計年度任用職員の申出に基づき、勤務しないことが相当であると認められる場合	当該要介護者ごとに、3回を越えず、かつ、通算して93日を超えない範囲で指定する期間内において必要と認められる期間
2	配偶者等、父母、子及び配偶者等の父母等の介護等を行う会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を越えない範囲内で必要と認められる期間
3	女子の会計年度任用職員が生理日における終業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場	必要と認められる期間

	合	
4	女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
5	公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間
6	9歳に達する日以後最初の4月1日から中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日

備考

- 第1項の休暇の対象となる会計年度任用職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において指定期間の指定を希望する期

間の初日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないものとする。

2 第2項の休暇の対象となる会計年度任用職員は、初めて同項の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、引き続き在職した期間が1年以上であるものとする。

3 第6項の休暇の対象となる会計年度任用職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第6条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和41年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第5 初任給基準表（備考を除く。）を次のように改める。

別表第5（第7条関係）

初任給基準表

職種		学歴免許等	初任給
一般		大学卒	行政 1級25号俸
		短大卒	行政 1級15号俸
		高校卒	行政 1級5号俸
病院勤務	医師	大学6卒	医(1) 1級37号俸
	薬剤師	大学6卒	医(2) 2級15号俸
		大学卒	医(2) 2級1号俸
	栄養士	大学卒	医(2) 2級1号俸

	短大卒	医(2) 1級9号俸
診療放射線技師	大学卒	医(2) 2級1号俸
	短大3卒	医(2) 1級17号俸
臨床検査技師	大学卒	医(2) 2級1号俸
	短大3卒	医(2) 1級17号俸
臨床工学技士	大学卒	医(2) 2級1号俸
	短大3卒	医(2) 1級17号俸
理学療法士	大学卒	医(2) 2級1号俸
	短大3卒	医(2) 1級17号俸
作業療法士	大学卒	医(2) 2級1号俸
	短大3卒	医(2) 1級17号俸
視能訓練士	大学卒	医(2) 2級1号俸
	短大3卒	医(2) 1級17号俸
あん摩・マッサージ指圧師	短大3卒	医(2) 1級17号俸
	短大2卒	医(2) 1級9号俸
	高校卒	医(2) 1級1号俸
歯科衛生士	大学卒	医(2) 2級1号俸
	短大3卒	医(2) 1級17号俸
助産師	大学卒	医(3) 2級9号俸
	短大3卒	医(3) 2級5号俸
保健師	大学卒	医(3) 2級9号俸
	短大3卒	医(3) 2級5号俸
看護師	短大3卒	医(3) 2級5号俸
	短大2卒	医(3) 2級1号俸
准看護師	准看護師養成所卒	医(3) 1級1号俸
技能労務職員		行政 1級1号俸から93号俸まで

(岩見沢市職員給料の調整額支給規則の一部改正)

第7条 岩見沢市職員給料の調整額支給規則(昭和60年規則第15号)の

一部を次のように改正する。

別表第2調整基本額表イ 医療職給料表(3)中3級の項を次のように改める。

3級	9,700円。ただし、1号俸8,818円、2号俸から5号俸まで9,092円、6号俸から9号俸まで9,359円、10号俸から13号俸まで9,653円
----	---

(職務の級に関する規則の一部改正)

第8条 職務の級に関する規則(昭和36年規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3医療職給料表(2)の級別職務分類表を次のように改める。

別表第3(第1条関係)

医療職給料表(2)の級別職務分類表

職務の級	職務
1級	1級技師 臨床検査技師 診療放射線技師 診療エックス線技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 栄養士 あん摩・マッサージ指圧師 歯科衛生士 視能訓練士 臨床工学技士の職務
2級	2級技師 薬剤師 相当困難な業務を行う臨床検査技師 相当困難な業務を行う診療放射線技師 相当困難な業務を行う診療エックス線技師 相当困難な業務を行う理学療法士 相当困難な業務を行う作業療法士 相当困難な業務を行う言語聴覚士 相当困難な業務を行う栄養士 相当困難な業務を行うあん摩・マッサージ指圧師 相当困難な業務を行う歯科衛生士 相当困難な業務を行う視能訓練士 相当困難な業務を行う臨床工学技士の職務
3級	3級技師 相当困難な業務を行う薬剤師 極めて困難な業務を行う臨床検査技師 極めて困難な業務を行う診療放射線技師 極めて困難な業務を行う診療エックス線技師 極めて困難な業務を行う理学療法士 極めて困難な業務を行う作業療

	法士 極めて困難な業務を行う言語聴覚士 極めて困難な業務を行う栄養士 極めて困難な業務を行うあん摩・マッサージ指圧師 極めて困難な業務を行う歯科衛生士 極めて困難な業務を行う視能訓練士 極めて困難な業務を行う臨床工学技士の職務
4 級	4 級技師 極めて困難な業務を行う薬剤師 高度の技術又は経験を必要とする臨床検査技師 高度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師 高度の技術又は経験を必要とする診療エックス線技師 高度の技術又は経験を必要とする理学療法士 高度の技術又は経験を必要とする作業療法士 高度の技術又は経験を必要とする言語聴覚士 高度の技術又は経験を必要とする栄養士 高度の技術又は経験を必要とするあん摩・マッサージ指圧師 高度の技術又は経験を必要とする歯科衛生士 高度の技術又は経験を必要とする視能訓練士 高度の技術又は経験を必要とする臨床工学技士の職務
5 級	薬剤主任 臨床検査科主任 放射線科主任 栄養科主任 臨床工学科主任 リハビリテーション科主任 高度の技術又は経験を必要とする薬剤師の職務
6 級	薬剤長 薬剤科長 技師長 センター長 主幹の職務
7 級	薬剤部長 医療技術部長の職務

(岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第 9 条 岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和 2 年規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「給与条例第 20 条の 2 第 3 項第 4 号」を「給与条例第 20 条の 2 第 3 項の規定により、同条例第 3 条第 4 号」に改める。

別表第 1 職種別基準表 1 会計年度任用職員行政職給料表職種別基準表中
「

リネン業務員	1	1	1	5
事務当直員	1	1	1	5

医師事務作業補助員（経験3年未満）	1	1	1	10
-------------------	---	---	---	----

」

を

「

リネン業務員	1	1	1	5
医師事務作業補助員（経験3年未満）	1	1	1	10

」

に、

「

地域医療連携業務補助員	1	1	1	17
広報活動事務補助業務員	1	1	1	17
総合案内業務員	1	1	1	17

」

を

「

地域医療連携業務補助員	1	1	1	17
総合案内業務員	1	1	1	17

」

に、

「

社会福祉総務運営事務補助業務員	1	1	1	17
児童手当等給付事務補助業務員	1	1	1	17
介護予防支援業務員	1	1	1	17
健康ひろば管理業務員	1	1	1	17

」

を

「

社会福祉総務運営事務補助業務員	1	1	1	1 7
健康ひろば管理業務員	1	1	1	1 7

」

に、

「

特定健康診査等業務員	1	1	1	1 7
環境行政推進員	1	1	1	1 7
多面的機能支払事務補助業務員	1	1	1	1 7
加工センター管理業務員	1	1	1	1 7
土壌分析補助業務	1	1	1	1 7
支所管理事務補助業務員	1	1	1	1 7
道路新設改良事務補助業務員	1	1	1	1 7
監査事務補助業務員	1	1	1	1 7
事務局管理事務補助業務員	1	1	1	1 7
学校事務補	1	1	1	1 7

」

を

「

特定健康診査等業務員	1	1	1	1 7
環境保全型農業直接支払事務補助業務員	1	1	1	1 7
加工センター管理業務員	1	1	1	1 7
土壌分析補助業務	1	1	1	1 7
学校事務補	1	1	1	1 7

」

に、

「

登校支援指導員	1	1	1	1 7
生涯学習支援員	1	1	1	1 7
絵画ホール管理員	1	1	1	1 7

」

を

「

登校支援指導員	1	1	1	1 7
絵画ホール管理員	1	1	1	1 7

」

に、

「

施設営繕業務員	1	1	1	1 7
青少年専任補導員	1	1	1	1 7
放課後児童クラブ補助員	1	1	1	1 7

」

を

「

施設営繕業務員	1	1	1	1 7
放課後児童クラブ補助員	1	1	1	1 7

」

に、

「

医師事務作業補助員（経験3年以上）	1	1	1	1 9
本庁舎汽缶土業務員	1	1	1	1 9
本庁舎管理業務員	1	1	1	1 9

」

を

「

医師事務作業補助員（経験3年以上）	1	1	1	19
本庁舎管理業務員	1	1	1	19

」

に、

「

広域行政補助業務	1	1	1	19
----------	---	---	---	----

」

を

「

広域行政補助業務員	1	1	1	19
-----------	---	---	---	----

」

に、

「

万字連絡所業務員	1	1	1	19
美流渡サービスセンター業務員	1	1	1	19
財産管理業務員	1	1	1	19
障がい者福祉窓口業務員	1	1	1	19
介護保険料収納補助業務員	1	1	1	19
健康づくり支援業務員	1	1	1	19
国民健康保険料相談業務員	1	1	1	19

」

を

「

万字連絡所業務員	1	1	1	19
女性相談支援員	1	1	1	19
障がい者福祉窓口業務員	1	1	1	19
国民健康保険料相談業務員	1	1	1	19

に、

「

市営住宅営繕業務員	1	1	1	1 9
給水装置申請受付補助業務員	1	1	1	1 9
出納業務員	1	1	1	1 9
支所庁舎管理業務員	1	1	1	1 9

」

を

「

市営住宅営繕業務員	1	1	1	1 9
支所庁舎管理業務員	1	1	1	1 9

」

に、

「

広報連絡調整業務員	1	1	1	2 2
市民相談業務員	1	1	1	2 2
夜間急病センター管理業務員	1	1	1	2 2

」

を

「

広報連絡調整業務員	1	1	1	2 2
夜間急病センター管理業務員	1	1	1	2 2

」

に、

「

公園管理業務員	1	1	1	2 2
水道施設維持管理業務員	1	1	1	2 2
部活動指導員	1	1	1	2 2

地域コーディネーター	1	1	1	2 2
ことばの教室専門員	1	1	1	2 2
学校教育指導員	1	1	1	2 2

を

「

公園管理業務員	1	1	1	2 2
部活動指導員	1	1	1	2 2
地域コーディネーター	1	1	1	2 2
学校教育指導員	1	1	1	2 2

に、

「

青少年センター所長	1	1	1	2 3
保育料徴収・窓口業務員	1	1	1	2 3
本庁舎宿日直業務員	1	1	1	2 5
防災対策業務員	1	1	1	2 5
消費生活専門相談員	1	1	1	2 5

を

「

青少年センター所長	1	1	1	2 3
保育料徴収窓口業務員	1	1	1	2 3
本庁舎宿日直業務員	1	1	1	2 5
消費生活専門相談員	1	1	1	2 5

に、

「

看護業務員	2	1	2	8
-------	---	---	---	---

介護支援専門員	2	1	2	8
栄養指導業務員	2	1	2	8
歯科指導業務員	2	1	2	8
保育所看護師	2	1	2	8
学校看護師	2	1	2	8
ことばの教室指導員	2	1	2	8
学校給食アレルギー対応業務員 (管理栄養士)	2	1	2	8

」

を

「

看護業務員	2	1	2	8
栄養指導業務員	2	1	2	8
歯科指導業務員	2	1	2	8
ふれあい子どもセンター看護師	2	1	2	8
学校看護師	2	1	2	8
学校給食アレルギー対応業務員 (管理栄養士)	2	1	2	8

」

に、

「

介護業務員（資格有）	2	1	2	8
広域行政調整業務員	2	1	2	9
健康相談・保健指導業務員	2	1	2	9

」

を

「

介護業務員（資格有）	2	1	2	8
健康相談・保健指導業務員	2	1	2	9

」

に、

「

専任講師	2	1	2	2 7
車両検査整備業務員	2	1	2	3 9
防災担当業務員	2	1	2	6 1

」

を

「

専任講師	2	1	2	2 7
防災担当業務員	2	1	2	6 1

」

に改める。

別表第1 職種別基準表3 会計年度任用職員医療職給料表(2) 職種別基準表中

「

あん摩・マッサージ指圧師	1	1	1	2 3
--------------	---	---	---	-----

」

を

「

あん摩・マッサージ指圧師	1	1	1	2 3
歯科衛生士	1	1	1	2 3

」

に、

「

臨床工学技師	1	1	1	2 3
--------	---	---	---	-----

」

を

「

臨床工学技士	1	1	1	2 3
--------	---	---	---	-----

に、

相当困難な業務を行うあん摩・マッサージ指圧師	2	1	2	1 3
------------------------	---	---	---	-----

を

相当困難な業務を行うあん摩・マッサージ指圧師	2	1	2	1 3
相当困難な業務を行う歯科衛生士	2	1	2	1 3

相当困難な業務を行う臨床工学技師	2	1	2	2 9
------------------	---	---	---	-----

を

相当困難な業務を行う臨床工学技士	2	1	2	2 9
------------------	---	---	---	-----

に改め、同表相当困難な業務を行う薬剤師の項を削る。

(岩見沢市職員扶養手当支給規則の一部改正)

第10条 岩見沢市職員扶養手当支給規則(昭和53年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 年額130万円以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に

あつては、年額 1 5 0 万円以上) の恒常的な所得があると見込まれる者

(住居手当の支給に関する規則の一部改正)

第 1 1 条 住居手当の支給に関する規則(昭和 4 6 年規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 を次のように改める。

別記様式第1（第3条関係）

住 居 届

住居手当の支給に関する規則第3条の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。

岩見沢市長 様

年 月 日提出

職名		職員番号		氏名	
住 所					
おもな届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更（契約の更新を含む） <input type="checkbox"/> その他（（ ））					
上記事実の発生（入居）年月日 年 月 日					
契 約 年 月 日	年 月 日				
契 約 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
住 宅 の 種 類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> まかない付下宿			住宅の契約面積	m ²
住 宅 所 有 者			続柄（ ）	住所	
住 宅 の 貸 主			続柄（ ）	住所	
名 義 上 の 借 主			続柄（ ）	住所	
家 賃 等	月額	円	左記家賃等には		
	（ 年 月 日から）		<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道料金が含まれている。（光熱水費込みの下宿代） <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。（まかない付下宿代）		
※決定事項	支 給 の 始 期 等		住居手当の月額	職員課長	職員係長
	年 月 （ から ） 支給				

（特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第12条 特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「特別勤務は、1日4時間以上とし」を「1回の特別勤務は、次の各号に規定する時間以上の

勤務とし」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(1) 条例第 8 条の 4 第 1 項に規定する勤務 4 時間

(2) 条例第 8 条の 4 第 2 項に規定する勤務 1 時間

第 3 条第 2 項を次のとおり改める。

2 次の各号のいずれかに掲げる場合は、条例第 8 条の 4 第 2 項の規定による特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。

(1) 条例第 8 条の 4 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

(2) 条例第 8 条の 4 第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした場合

(岩見沢市職員通勤手当支給規則の一部改正)

第 13 条 岩見沢市職員通勤手当支給規則（昭和 33 年規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、同項第 2 号中「運賃等の額」の次に「又は駐車場等の料金」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 条例第 9 条第 3 項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）の利用を開始又は終了した場合

第 4 条中「提示」を「提示又は第 9 条の 2 に定める駐車場等としての要件を具備していること、及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」に改める。

第 8 条の 3 第 1 号中「合計額」の次に「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあつては、その額に条例第 9 条第 3 項第 1 号に定める額を加算した額)」を加え、同条を第 8 条の 4 とし、第 8 条の 2 を第 8 条の 3 とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(自動車等使用者の支給額)

第 8 条の 2 条例第 9 条第 2 項第 2 号の自動車等の使用距離（以下この条において「使用距離」という。）の区分に応じて規則で定める額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

- ア 使用距離が片道 5 キロメートル未満である職員 2, 000 円
- イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4, 200 円
- ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7, 300 円
- エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10, 400 円
- オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 13, 500 円
- カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 16, 600 円
- キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 19, 700 円
- ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 22, 800 円
- ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 25, 900 円
- コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 29, 100 円
- サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 32, 300 円
- シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 35, 500 円
- ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満である職員 38, 700 円
- セ 使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満である職員 42, 200 円
- ソ 使用距離が片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満である職員 45, 700 円
- タ 使用距離が片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満である

職員 49, 200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である

職員 52, 700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である

職員 56, 200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である

職員 59, 600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である

職員 63, 000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

第9条の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第9条の2 条例第9条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務箇所、通勤の経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺に無料の駐車場が確保できない状況であり、かつ、当該駐車場等は勤務箇所、通勤の経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 駐車場等の利用方法により料金が異なる場合、職員の勤務形態に応じて必要最小限の料金となる利用方法であることを所属長が確認していること。
- (3) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。
- (4) 前3号に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、前3号の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第9条の3 条例第9条第3項の規則で定める職員は、第8条の2に規定す

る使用距離が100キロメートル以上の職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第9条の4 条例第9条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

(1) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

(2) 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月に渡る場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 市長が別に定める額
様式第1号を次のように改める。

通 勤 届

一般職員の給与に関する条例、岩見沢市職員通勤手当支給規則及び岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

岩見沢市長 様

年 月 日 提出

職名	職員番号	氏名			
所属部課係	勤務箇所				
通勤日数 (会計年度任用職員のみ)	日	月勤務日数 (会計年度任用職員のみ)			
現住所					
前住所 (住所変更時のみ)					
主な届出の理由 (事実の発生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 新規(異動の場合を含む) <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> その他()					
通勤方法の別 (利用交通機関)	区 間	距離 (概算)	所要時間 (概算)	乗車券の種類	左欄の乗車券 等の額
1	住 居 から まで	. km	時間 . 分		円
2	から まで	. km	. 分		円
3	から まで	. km	. 分		円
※通勤経路の略図(経路朱線)は、裏面に記載すること。		合 計	. km	. 分	1箇月の運賃等の負担金額
変更前の通勤方法					

<駐車場等利用者>

主な届出の理由 (事実の発生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 駐車場等の利用開始 <input type="checkbox"/> 駐車場等の利用終了 <input type="checkbox"/> 駐車場等の変更 <input type="checkbox"/> 駐車場等の利用料金の変更 <input type="checkbox"/> その他()		
駐車場等の名称	駐車場等の所在地	駐車場等の 利用料金
1		円
2		円
※駐車場等の位置は、裏面に記載すること。 ※駐車場等の利用契約が要勤務日以外を含める場合は理由を記載すること。		1箇月の駐車料金等の負担金額
要勤務日以外に 駐車場等を利用する理由		通勤手当支給規則 第9条の2第2号 所属長確認印

※ 決 定 事 項	算出の基礎となる交通機関等	定期券・回数券 その他の別	1箇月の運賃等の算出基礎	1箇月の運賃 等の額
	交通機関の名称	利用区 間		
	1			円
	2			円
	3			円
計				円
備考				
支給内容の適用年月		手当の月額	※通勤距離の確認	
年 月 から		円	. km	確認者印
上記の届出により、条例第9条、通勤手当支給規則及び岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の規定に基づき、次のとおり決定する。			職員課長	職員係長
年 月 日				職員係

(裏)

通勤経路の略図 (経路朱線)

記入上の注意

- 1 この届には通常行っている通勤実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 2 「主な届出の理由」欄には、この届を行う主な原因の該当する項目にのみ✓を附する。

(岩見沢市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第14条 岩見沢市職員特殊勤務手当支給規則(平成19年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第20項を次のように改める。

20	市立総合病院において医師として分娩業務に従事したもの	1分娩につき	(1) 正規の勤務時間内の分娩 20,000円 (2) 正規の勤務時間外の分娩 30,000円
----	----------------------------	--------	--

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第15条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和56年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項を削る。

第3条第1号ア中「有する者」の次に「(寒冷地(国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に掲げる地域をいう。以下同じ。)に居住する扶養親族を有しない者を除く。)」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(届出)

第4条の2 寒冷地手当の支給を受ける職員は、条例第17条第1項の基準日における世帯等の区分を、別記様式により、速やかに任命権者に届け出なければならない。世帯等の区分に変更があった場合も、また同様とする。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式(第4条の2関係)

寒冷地手当世帯区分(異動)届

届出日 _____ 年 月 日

職名		職員番号		氏名	
所属部課					
住所					

1. 11月1日における世帯区分に○をつけてください。

①世帯主	②準世帯主	③その他	④非支給
------	-------	------	------

①世帯主…寒冷地手当支給対象地域(※1)に居住する扶養親族(※2)を有する場合

②準世帯主…扶養親族を有しないが、居住のため一戸(戸建て・アパート・下宿等を指す)を構えている場合
扶養親族を有するものの全員が寒冷地手当支給対象地域に居住していない場合

③その他…上記世帯主、準世帯主に該当しない職員

④非支給…寒冷地手当の支給に関する規則第4条に規定する職員

※1 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に掲げる地域

※2 扶養親族とは、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者、条例第7条第2項に規定する扶養親族を指します。

2. (①世帯主、②準世帯主選択者のみ) 11月1日における家族構成

家族構成	家族の氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	住所 (別居時に記載)	収入月額 (円)	職業・勤務先 または学校名	扶養手当 対象	他からの 扶養手当
				同・別				有・無	有・無
				同・別				有・無	有・無
				同・別				有・無	有・無
				同・別				有・無	有・無
				同・別				有・無	有・無

※「収入月額」欄は11月の給与見込または8月～10月の3か月平均給与のどちらかを記載してください。

※「扶養手当対象」欄には当市の扶養手当支給の有無について記載してください。

※「他からの扶養手当」欄には、配偶者等の勤務先からの当該家族に対しての扶養手当(準ずる手当も含む)支給の有無について記載してください。

3. 11月2日以降に世帯区分に異動(新たに支給となる場合等を含む)があった場合は記入してください。

事実発生日	世帯区分(旧)	世帯区分(新)	異動事由

※「世帯区分」欄には1の①～④の区分を記載してください。

(岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第16条 岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則(昭和26年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、(エ)から(ク)までを(ウ)から(キ)までとする。

(岩見沢市長の権限に属する事務の委任規則の一部改正)

第17条 岩見沢市長の権限に属する事務の委任規則(昭和48年規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「岩見沢市北村環境改善センター」を「岩見沢市旧美流渡中学校交流館」に改め、チを削り、ツをチとする。

(岩見沢市病院事業事案決裁規則の一部改正)

第18条 岩見沢市病院事業事案決裁規則(平成12年規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 共通決裁事案2人事に関する事案中

「

(9) 職員の 休暇を 承認す ること (引き 続き1 週間以 上の場 合を除 く。)	主任・ 係長以 下	薬 剤 長・技 師長・ 看護部 職員 (部長 を除 く。) 課長・ 技師長 のいな い科の 職員		医務局 長以下 の医師 薬剤部 長 医療技 術部長 看護部 長 事務部 長	病院長 副院長	
---	-----------------	--	--	---	------------	--

」を

「

(9) 職員の 休暇を 承認す ること。	主任・ 係長以 下	薬 剤 長・技 師長・ 看護部 職員 (部長 を除 く。)・ 課長・ 主幹・ 技師長 のいな い科の 職員		医務局 長以下 の医師 薬剤部 長 医療技 術部長 看護部 長 事務部 長	病院長 副院長	
------------------------------------	-----------------	--	--	---	------------	--

」に、

「

(1 1) 研修 (講演 会等を 除く。) の復命 を受ける こと。		主任・ 師長・ 係長以 下		医務局 長以下 の医師 薬剤部 長 医療技 術部長 看護部 長 事務部 長 技師長	病院長 副院長	総務部 長 職員課 長(職員 課が 受講を 命じた ものに 限る。)
--	--	------------------------	--	--	------------	--

				看護科 長 課長		
--	--	--	--	----------------	--	--

」を

「

(1 1) 研修 (講演 会等を 除く。) の復命 を受け ること。		主任・ 師長・ 係長以 下		医務局 長以下 の医師 薬剤部 長 医療技 術部長 看護部 長 事務部 長 技師長 主幹 看護科 長 課長	病院長 副院長	総務部 長 職員課 長(職 員課が 受講を 命じた ものに 限る。)
--	--	------------------------	--	--	------------	--

」に改める。

別表第2 事務部共通決裁事案2 人事に関する事案中第6号を削る。

別表第3 事務部管理課個別決裁事案2 人事に関する事案中第7号を削り、
第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第4 共通決裁事案2 人事に関する事案中

「

(9) 職員の	主任・ 主査以	技師長 (薬剤			病院長 副院	
--------------	------------	------------	--	--	-----------	--

休暇を承認すること（引き続き1週間以上の場合を除く。）。	下	科長を含む。）・看護科長・医務局・事務長			長	
------------------------------	---	----------------------	--	--	---	--

」を

「

(9) 職員の休暇を承認すること。	主任・主査以下	技師長（薬剤科長を含む。）・看護科長・医務局・事務長			病院長 副院長	
-------------------	---------	----------------------------	--	--	------------	--

」に改める。

別表第5事務関係決裁事案2人事に関する事案中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際、現に次の左欄に掲げる部、課及び係に勤務す

る職員で施行日に別に辞令を交付されないものは、当該右欄の部及び課に勤務を発令されたものとする。

企画財政部	情報政策課	地域イノベーション推進係	企画財政部	情報政策課
	情報システム課	デジタル自治体推進係		情報システム課
農政部	農務課	農業経営係	農政部	農業振興課
		農業振興係		
		林業畜産係		
経済部	商工労政課	商工労政係	経済部	商工振興課
		中心市街地活性化推進係		
	企業立地推進室			